

～環境健康被害者を一人でも多く、一刻も早く救うために～

環境健康被害者等救済基本法案の骨子（報告）

〔現 状〕

【現行法（公害健康被害補償法・石綿救済法）の補償・救済制度の課題】

○健康被害者等側の過重な負担

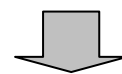
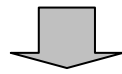
- ・ 認定基準が科学的知見に過度に依拠していることから、基準が余りにも厳格なものとなり、認定に至るハードルが高すぎて、現に苦しんでいる環境健康被害者等の迅速な補償・救済の妨げになっているとともに、真に救済を必要としている者の切捨てに繋がっている。
- ・ 行政救済を受けられない環境健康被害者等が司法救済を求めて訴訟提起しても、裁判の長期化は必至であり、また、現状では、立証活動に対する法的な支援制度もなく、病苦の中での訴訟維持は極めて困難である。

○不公平な補償・救済システム

- ・ 現状では、認定基準の策定と認定行為（処分）が行政側の主導で行われており、環境健康被害者等の意向が反映される仕組みになっていない。
- ・ 現行法では、政省令への委任事項が多く、行政側の裁量に委ねられている。

○即応性に欠けた原因究明

- ・ 行政側の都合による不作為等で、原因究明が遅延していると受け取れる状況が見受けられる。



〔新 法〕

【環境健康被害者等に対する迅速な救済制度の設計】

○健康被害者等の迅速な救済の実現

- ・ 行き過ぎた限定的救済を是正し、実情に応じた幅広い救済を可能とする認定制度を導入し、公健法や石綿救済法上の認定を受けるまでの間の、現に苦しむ環境健康被害者等に対する迅速な医療費・療養費等の救済給付を実現する。
- ・ 国等に対し、賠償請求訴訟等における環境健康被害者等（原告）の訴訟関連についての支援制度（相談窓口の設置、情報の提供・助言、当該被害に関する専門家等の紹介等）の新設を義務付ける。

○認定基準策定等における公平性の確保

- ・ 認定基準の策定を可能な限り行政から独立した機関に委ねる。
- ・ 認定基準の策定過程や認定行為（処分）を行う場に、環境健康被害者等の意見が可能な限り反映されるよう、環境健康被害者等の参画の機会を確保する。

○速やかな原因究明体制の確立

- ・ 国等に対し、健康被害の原因についての速やかな調査・研究の実施を義務付ける。

～環境健康被害者を一人でも多く、一刻も早く救うために～

環境健康被害者等救済基本法案の概念図

目的：環境健康被害者等（大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による健康被害者〔蓋然性でも可〕及びその家族・遺族）の受けた被害の回復・軽減を図り、再び平穏な生活を取り戻せるよう救済するための施策（救済施策）を総合的・計画的に推進させ、これらの者の権利利益を迅速かつ継続的に保護する。

